

市民交流施設・文化施設のあり方

平成 31 年 3 月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

目 次

第1章 市民交流施設のあり方

1	市民交流施設のあり方策定の背景と目的	3
(1)	市民交流施設のあり方策定の背景と目的	3
2	市民交流施設の概要	3
(1)	市民交流施設の種類	3
(2)	市民交流施設の配置	5
3	市民交流施設の現状と課題	6
(1)	市民交流施設の目指す姿	6
(2)	市民交流施設の現状	6
(3)	市民交流施設の課題	10
4	市民交流施設の今後の方向性	11
(1)	施設名称、管理・運営形態等の見直しに向けた検討	11
(2)	適正配置	12
(3)	公共施設予約管理システムの導入	13
(4)	施設の適正管理（計画的な改修・運営コストの見直し）	13

第2章 文化施設のあり方

1	文化施設の役割	17
(1)	まちに文化施設がある意義	17
(2)	西東京市における文化施設への期待	17
(3)	西東京市における文化施設の役割	17
2	文化施設の現状	19
(1)	施設の現状	19
(2)	運営・利用・事業の現状（平成29年度時点）	20
(3)	市民アンケートから見られる施設利用の状況	22
3	文化施設の課題	23
(1)	計画的な改修による老朽化対策およびバリアフリーの推進	23
(2)	市民会館閉館に伴う必要な活動場所の確保	23
(3)	利用しやすい環境の整備	23
(4)	管理・運営コストの見直しに向けた検討	23
(5)	20万人都市にふさわしい文化施設の検討	24
(6)	近隣自治体の文化施設との広域連携の検討	24
(7)	地域における身近な文化芸術活動拠点の検討	24
(8)	保谷こもれびホールの収益性の維持	24
4	文化施設の今後の方向性	25
(1)	短期的な取組	25
(2)	中長期的な取組	26

第1章 市民交流施設のあり方

第1章 1 市民交流施設のあり方策定の背景と目的

(1)市民交流施設のあり方策定の背景と目的

本市では、人と人とのふれあいを尊重して、市民の自主的かつ自発的な文化・教養の高揚を図り、もって市民主体による市民本位の豊かな地域社会づくりの発展に寄与するため、地域社会の活動拠点として、市民交流施設を整備してきました。

現在、市民主体の地域社会における活動拠点として、また、地域の方がサークル活動や地域活動などを行う場所として多目的に利用されており、今後も自発的な活動を行える身近な施設としての役割が高まるものと期待されています。

しかしながら、現在設置されている 24 施設の中には、低稼働や老朽化といった課題を抱える施設も存在しており、市の公共施設等マネジメント基本方針や財政状況等を踏まえた対応方針を定める必要があります。

そこで、今後の施設需要の見通しや、周辺施設における他の類似機能施設の有無、稼働状況及び設備面での課題等を総合的に勘案しながら、市民交流施設として存続させることの是非を含め、本市における地域の活動拠点にふさわしい市民交流施設のあり方をとりまとめます。

第1章 2 市民交流施設の概要

(1)市民交流施設の種類

市民交流施設は、「西東京市市民交流施設条例(以下「条例」という。)」及び「西東京市市民交流施設条例施行規則(以下「規則」という。)」に基づき設置されており、地域の住民で構成する管理運営協議会が指定管理者として運営を行っている「地域型交流施設」と、市の直営で鍵の管理等を管理協力員(地域住民)が行っている「一般型交流施設」があります。

また、市民交流施設条例で定める施設以外に、「西東京市消防団詰所和室利用の特例に関する要綱(以下「消防団詰所和室利用の特例に関する要綱」という。)」で規定している施設などがあります。

表2—1—1 地域型交流施設 ※管理者常駐(運営協議会＝地域住民による管理)

名称	所在地	部屋
南町地区会館	南町二丁目 21 番 9 号	洋 2、和 2
下宿地区会館	南町五丁目 26 番 1 号	洋 1、和 2
緑町地区会館	緑町一丁目 5 番 1 号	洋 2、和 1
谷戸地区会館	谷戸町一丁目 9 番 2 号	洋 1、和 1、調 1
向台地区会館	向台町二丁目 13 番 12 号	洋 1、和 3
芝久保地区会館	芝久保町三丁目 15 番 10 号	体 1、学 1、和 2
東伏見コミュニティセンター	東伏見五丁目 10 番 22 号	洋 4、調 1、和 1
ふれあいセンター	北町一丁目 3 番 14 号	洋 4、和 1

表2—1—2 一般型交流施設 ※管理者不在(近隣の管理協力員による管理)

名称	所在地	部屋
田無町地区会館	田無町五丁目 3 番 3 号	洋 1、和 1
谷戸第二地区会館	谷戸町三丁目 13 番 2 号	和 1
北原地区会館	北原町一丁目 6 番 13 号	洋 1
上向台地区会館	向台町六丁目 7 番 14 号	洋 3
芝久保第二地区会館	芝久保町四丁目 4 番 25 号	洋 1
柳橋第二市民集会所	新町一丁目 4 番 25 号	洋 2
新町市民集会所	新町五丁目 13 番 14 号	和 1
柳沢第三市民集会所	柳沢三丁目 4 番 7 号	洋 1
東伏見市民集会所	東伏見六丁目 4 番 18 号	洋 1
富士町市民集会所	富士町一丁目 7 番 69 号	洋 1、和 1
住吉町第二市民集会所	住吉町六丁目 1 番 5 号	洋 1、和 1
ひばりが丘北市民集会所	ひばりが丘北一丁目 7 番 2 号	洋 1、和 2

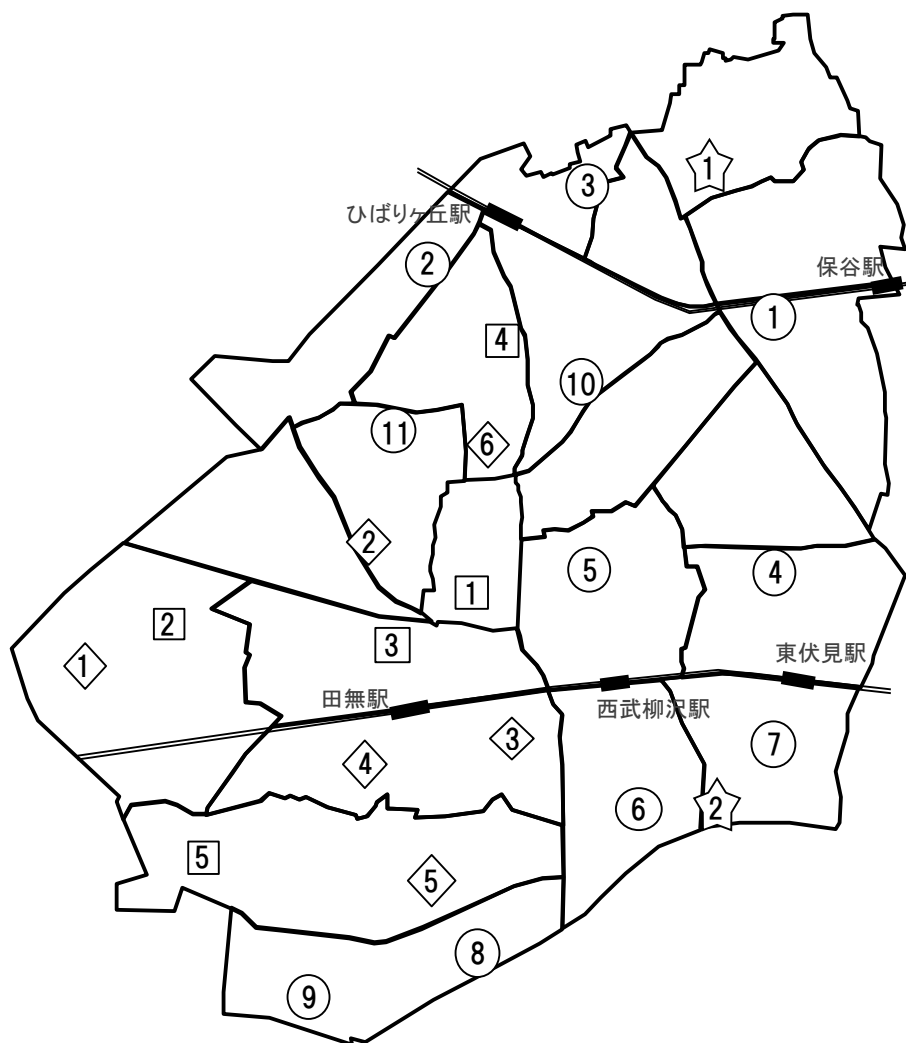
表2—1—3 その他の施設

※管理者不在(近隣の管理協力員による管理)

名称	所在地	部屋
ひばりが丘市民集会所 (旧第 6 分団詰所)	ひばりが丘二丁目 2 番 25 号	和 1
保谷町市民集会所 (旧第 7 分団詰所)	保谷町五丁目 5 番 19 号	和 1
東町市民集会所 (旧第 9 分団詰所)	東町二丁目 16 番 8 号	和 1
緑町市民集会所 (みどり学童クラブ)	緑町三丁目 8 番 3-1 階	洋 1

※ 「洋」…洋室・会議室・集会室・ホール、「和」…和室、「調」…調理実習室、
「学」…学習室、「体」…体育室

(2)市民交流施設の配置



凡例

- ◇ 地区会館(指定管理) ☆ コミュニティセンター(指定管理)
- 地区会館(市直営) ○ 市民集会所(市直営)

- ◇1 芝久保地区会館
- ◇2 緑町地区会館
- ◇3 南町地区会館
- ◇4 下宿地区会館
- ◇5 向台地区会館
- ◇6 谷戸地区会館

- ☆ ふれあいセンター
- ☆ 東伏見コミュニティセンター

- 1 北原地区会館
- 2 芝久保第二地区会館
- 3 田無町地区会館
- 4 谷戸第二地区会館
- 5 上向台地区会館

- 1 東町市民集会所
- 2 ひばりが丘市民集会所
- 3 ひばりが丘北市民集会所
- 4 富士町市民集会所
- 5 保谷町市民集会所
- 6 柳沢第三市民集会所
- 7 東伏見市民集会所
- 8 柳橋第二市民集会所
- 9 新町市民集会所
- 10 住吉町第二市民集会所
- 11 緑町市民集会所

第1章 3 市民交流施設の現状と課題

(1)市民交流施設の目指す姿

市民交流施設は、市民が集い、市民同士の交流が生まれ、多様な市民活動・文化芸術活動、コミュニティ活動につながり、地域社会の形成に資するよう、「交流」を軸とした暮らしに身近で魅力的な場所であることが望ましいと考えます。

また現在、一部の施設においては、フレイル予防など高齢者向け事業の開催場所として市担当部署も活用しており、高齢者の社会参加の促進や健康長寿にも繋がるとともに、新たな仲間づくりにも寄与しているものと考えます。

このような観点から、年代や障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設として整備することも望まれます。

様々な活動を通して、心身が健康になるとともに、市民同士の交流が生まれ、活動に参加する喜びを知ることで、生きがいづくりに貢献できるような施設となれば、誰もが健康で笑顔が絶えない「健康」応援都市の実現に役立つものと考えます。

(2)市民交流施設の現状

市民交流施設は、市民主体の地域社会における活動拠点として、現在、24施設が設置されており、地域の方が自治会活動や趣味・サークル活動、学習活動など地域活動を行う場所として子どもから高齢者まで多目的に利用できる施設です。

なかでも、指定管理者により運営されている地域型交流施設は、一般型交流施設より規模や機能面で充実しており、指定管理者による主催事業も展開されています。

一般型交流施設の5施設については、東京都や都市再生機構(UR)または民間から借り上げています。

また、消防団詰所和室利用の特例に関する要綱で規定されている施設が3施設あります。これらの施設は、火災、水害等によるり災にて、居住を失った市民に対し、緊急かつ一時的に宿泊する場所として使用しますが、その用途で使用していない場合には、市民がサークルや会議等で使用することができます。

この他に、学童クラブの未使用時間の有効活用として使用している施設が1施設あります。

市民交流施設の市域全体の設置状況を見ると、公民館や高齢者福祉施設など部屋の貸出しを行っている点で類似する他の施設とともに複数設置されている地域がある一方で、配置に課題のある地域があります。

ア. 施設の劣化状況

平成30年度に実施した簡易劣化診断の結果を見ると、建物及び設備等の経年劣化が進んでいる施設が存在します。

- ① 北原地区会館
屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、機械設備等、全体的な劣化が進んでいます。
- ② 芝久保第二地区会館
主に機械設備の劣化が進んでいます。
- ③ 谷戸第二地区会館
主に機械設備の劣化が進んでいます。

イ. 施設の利用状況(事務報告書より利用者等推移)

市民交流施設全体の過去3年間の利用状況を見ると、利用件数はほぼ横ばいですが、利用人数は減少傾向で推移しています。

表3—2—1 施設の利用件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地 区 会 館	12,716 件	13,139 件	12,746 件
市 民 集 会 所	5,573 件	5,635 件	5,449 件
コミュニティセンター	6,052 件	6,004 件	5,837 件
合 計	24,341 件	24,778 件	24,032 件

表3—2—2 施設の利用人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地 区 会 館	138,262 人	137,537 人	129,914 人
市 民 集 会 所	57,579 人	56,414 人	51,890 人
コミュニティセンター	68,575 人	66,591 人	65,170 人
合 計	264,416 人	260,542 人	246,974 人

表3-2-3 各施設の利用率

条例上の分類	施設名称	利用率 (平成 26 年度)
地域型交流施設	南町地区会館	63.2%
	下宿地区会館	62.4%
	緑町地区会館	52.1%
	谷戸地区会館	57.1%
	向台地区会館	54.7%
	芝久保地区会館	40.5%
	東伏見コミュニティセンター	49.5%
	ふれあいセンター	45.2%
一般型交流施設	田無町地区会館	33.5%
	谷戸第二地区会館	20.7%
	北原地区会館	13.8%
	上向台地区会館	38.4%
	芝久保第二地区会館	31.1%
	柳橋第二市民集会所	32.7%
	新町市民集会所	8.5%
	柳沢第三市民集会所	62.9%
	東伏見市民集会所	18.1%
	富士町市民集会所	35.7%
	住吉町第二市民集会所	45.1%
	ひばりが丘北市民集会所	16.8%
	その他の施設	ひばりが丘市民集会所
保谷町市民集会所		15.3%
東町市民集会所		23.4%
緑町市民集会所		—

※利用率は、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」(平成 28 年9月発行)から抜粋

※緑町市民集会所は平成 27 年5月開設のため、平成 26 年度の利用実績なし

ウ. 施設運営に要する経費

経費は、光熱水費や修繕料、警備委託料などの施設の維持管理に係る経費と指定管理料に分けることができます。利用1件あたりの経費について、地域型交流施設では 4,000 円以上、一般型交流施設では 1,000 円以上となっています。

① 経費区分(内容)

<表3-2-4 経費の区分、内容>

区分	内容
施設の維持管理に係る経費	光熱水費、修繕料、通信運搬費、警備委託料、消火器・防災設備保守点検委託料、自動扉保守点検委託料など
指定管理料	指定管理者への委託料

② 平成 29 年度実績

<表3-2-5 市民交流施設維持及び運営管理費に係る経費>

内容	決算額	利用件数	利用1件あたりの経費
地区会館維持管理費	19,949,471 円	12,746 件	約 4,244 円
地区会館地域自主運営委託費(指定管理料)	34,148,758 円		
市民集会所運営管理費	8,732,726 円	5,449 件	約 1,603 円
コミュニティセンター運営管理費	28,244,229 円	5,837 件	約 4,839 円

※内容・決算額、利用件数は平成 29 年度の決算による。

※利用件数1件あたりの経費＝決算額÷利用件数(四捨五入)

③ 維持管理経費の推移

<表3-2-6 市民交流施設の維持管理経費の推移>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地区会館維持管理費	16,573,659 円	15,286,408 円	19,949,471 円
地区会館地域自主運営委託料	32,795,493 円	33,496,208 円	34,148,758 円
市民集会所運営管理費	12,951,491 円	8,882,402 円	8,732,726 円
コミュニティセンター運営管理費	29,673,912 円	30,686,623 円	28,244,229 円

※維持管理経費は平成 27 年度から平成 29 年度の決算による。

※平成 27 年度市民集会所運営管理費については、空調設備更新工事の実績により他の年度よりも決算額が大きい。

(3)市民交流施設の課題

ア. 市民交流施設の適正配置の検討

低稼働・老朽化の課題を抱える施設も存在することや今後の需要の見直し、周辺施設における類似施設の有無やその稼働状況、設備面での課題等を総合的に勘案しながら、他施設との複合化や施設の廃止等を行うなど、配置バランスを検討する必要があります。

イ. 受益者負担の適正化の検討

施設の維持管理・運営には一定の経費を伴います。さらに、老朽化する施設の更新には財源の確保が必要になります。本市における「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改訂版）」での受益者負担の適正化の考えから、市民交流施設についても検討する必要があります。

ウ. 低利用・老朽化等の課題のある施設への対応の検討

平成26年度の各施設の利用率を見ると、8.5%～63.2%と施設により差があります。また、平成30年度に実施した簡易劣化診断の結果では、特に機械設備の劣化状況が4段階のうち最も劣化している状態である「D」評価の施設が3施設あります。

エ. 施設名称、管理・運営形態等の見直しの検討

市民交流施設は、条例において、「地域型交流施設」と「一般型交流施設」に分類されていますが、地区会館という施設名称がそれぞれに混在しています。また、一般型交流施設の中でも予約対応が異なっており、利便性の向上に向けた見直しを検討する必要があります。

表3—2—7 施設の分類、管理・運営形態及び予約対応の状況

条例上の分類	施設名称	管理・運営形態	予約対応
地域型交流施設	コミュニティセンター	指定管理 (管理運営協議会)	指定管理者
	地区会館		
一般型交流施設	市民集会所	直営(管理協力員)	管理協力員
その他の施設			文化振興課

第1章 4 市民交流施設の今後の方向性

(1)施設名称、管理・運営形態等の見直しに向けた検討

現在の地区会館については、条例上の「地域型交流施設」と「一般型交流施設」に分かれており、利用状況や運営体制などを踏まえ、施設名称や役割の見直しを検討します。

【取組の方向性(案)】

条例上の分類	施設名称	役割
地域型交流施設	コミュニティセンター	一定の施設規模・機能を備えており、市民主体の文化芸術活動を通じて人と人とのつながりが生まれ、地域の活性化に寄与する施設
一般型交流施設	市民集会所	身近な憩いの場として、地域住民同士の交流施設として、地域コミュニティの形成に寄与する施設

※いずれの分類も地域名のおとに「コミュニティセンター」「市民集会所」とする。

【名称変更(案)】

条例上の分類	変更前	変更後
地域型交流施設	南町地区会館	南町コミュニティセンター
	下宿地区会館	下宿コミュニティセンター
	緑町地区会館	緑町コミュニティセンター
	谷戸地区会館	谷戸コミュニティセンター
	向台地区会館	向台コミュニティセンター
	芝久保地区会館	芝久保コミュニティセンター
	東伏見コミュニティセンター	東伏見コミュニティセンター
	ふれあいセンター	北町コミュニティセンター
一般型交流施設	田無町地区会館	田無町市民集会所
	谷戸第二地区会館	谷戸第二市民集会所
	北原地区会館	北原市民集会所
	上向台地区会館	上向台市民集会所
	芝久保第二地区会館	芝久保第二市民集会所
	柳橋第二市民集会所	変更なし
	新町市民集会所	変更なし
	柳沢第三市民集会所	変更なし
	東伏見市民集会所	変更なし
	富士町市民集会所	変更なし
	住吉町第二市民集会所	変更なし
ひばりが丘北市民集会所	変更なし	
その他の施設	ひばりが丘市民集会所	変更なし
	保谷町市民集会所	変更なし
	東町市民集会所	変更なし
	緑町市民集会所	変更なし

(2)適正配置

ア. 類似機能を持つ施設との一体的な有効活用の検討

市民交流施設を快適に利用できるよう老朽・劣化の程度に合わせた適切な対応が望まれますが、大規模な設備更新や施設更新を検討する際には配置状況や利用率も考慮する必要があります。

類似機能を持つ施設(公民館、高齢者福祉施設等)が近隣に設置されている市民交流施設については、一体的な有効活用について関係部署とともに検討し、施設の統廃合を進めます。

また、配置に課題のある地域については、他の公共機関や民間等が保有する類似施設(会議室・集会施設等)の利用の可能性を探るほか、他の公共施設との複合化による施設整備を検討します。

イ. 施設配置の考え方

施設の配置については、第2次総合計画(後期基本計画)で示された行政サービスにおけるエリア(圏域)設定の再構築の考え方も踏まえ、検討を進めます。

ウ. 一般型交流施設における借上げ施設の整理

借上げ施設については、類似機能を持つ近隣施設(市、他の公共機関、民間等が所有する施設)の利用を検証しつつ、将来的な返還も含めて検討します。

■借上げ施設

施設名	借上先	借上内容	有償・無償
新町市民集会所	個人	土地・建物	有償
ひばりが丘市民集会所	個人	土地・建物	有償
柳橋第二市民集会所	UR	土地	無償
柳沢第三市民集会所	UR	土地	無償
富士町市民集会所	UR	土地・建物	無償
ひばりが丘市民集会所	東京都	土地	無償
緑町市民集会所	東京都	土地	無償

※(個人)・・・個人からの借上げ施設

※(UR)・・・住宅都市再生機構からの借上げ施設

※(東京都)・・・東京都からの借上げ施設

エ. 低利用・老朽化施設等の課題のある施設への対応の検討

■施設の老朽化

平成 30 年度に実施した簡易劣化診断によると、北原地区会館、芝久保第二地区会館、谷戸第二地区会館について、特に機械設備の劣化状況が最も悪いD評価であったため、今後の対応について検討します。

■低利用施設

平成 26 年度の各施設の利用率から見ると利用率が 8.5%から 63.2%と施設によって差があるため、低利用の施設についても今後の対応策について検討します。

<利用率 30%未満の施設>

北原地区会館	保谷町市民集会所
谷戸第二地区会館	東伏見市民集会所
東町市民集会所	新町市民集会所
ひばりが丘北市民集会所	—

■特定課題のある施設

東伏見市民集会所がある地区については、文化財保護法によって史跡に指定された地区であり、建築物等に対して現状変更の取扱基準があるため、老朽化等の対応について関係部署とも連携して今後の対応策について検討します。

(3)公共施設予約管理システムの導入

市民交流施設については、施設予約の方法が統一されておらず、利用者にとってわかりづらいう課題があります。

今後は、利便性や市民サービスの向上、既存の利用者以外にも新たな利用者の拡大等の観点から、市民交流施設の予約に係る公共施設予約管理システム(以下「予約システム」という。)の導入を検討します。

予約システムの導入に際しては、市報・ホームページ・施設への掲示等の広報媒体を活用した市民への丁寧な対応が必要です。

導入時期については、市民交流施設が抱える課題と予約システムの導入に伴う効果を勘案し、一般型交流施設については平成 31 年度中の運用開始を目指します。また、地域型交流施設については、施設により異なる開館時間や予約期間等の整理が必要であり、各運営協議会との協議・調整を踏まえながら、システムの導入に向けて検討します。

(4)施設の適正管理(計画的な改修・運営コストの見直し)

ア. 施設の劣化に伴う計画的な修繕

市民交流施設については、平成 30 年度に実施した簡易劣化診断において「早急に対応する必要がある」とされるD評価の施設をはじめとして、計画的な改修・修繕や適正配置に伴う対応を行います。

また、市民交流施設は高齢者や子どもたち、障害のある方々を含め、幅広い市民の方が利用する施設です。誰もが安全に安心してご利用していただけるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から施設を整備することが必要です。

【取組】

市民交流施設には、和式トイレを設置している施設があるが、利用者の高齢化や日常生活で和式トイレを使用していない年代も存在することから、計画的に洋式トイレへ移行を行います。

※市民交流施設における和式トイレの数(平成 30 年 4 月現在)

市民交流施設数	和式トイレ設置施設数
24 施設	8施設

イ. 施設運営に要する経費(コスト)の見直し

先進自治体の取組等を参考に、施設運営に要する経費(コスト)の見直しに向けて検討します。

また、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に施設運営ができるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することなどを検討します。

【取組】

各施設で実施している空調設備点検、清掃、除草、樹木剪定などの業務の包括管理委託を検討します。

ウ. 管理・運営形態等の見直し(指定管理施設)

地域の運営協議会に指定管理を行っている地域型交流施設については、実施事業のモニタリング等を踏まえながら、地域活動の担い手の確保や適切な管理・運営形態の導入を検討します。

第2章 文化施設のあり方

第2章 1 文化施設の役割

(1) まちに文化施設がある意義

東京都は、音楽ホールや美術館、劇場などの文化施設が数多く集積しており、西東京市のように都心にアクセスのよい立地であれば、池袋はもとより、上野、六本木、新宿などの施設にも行きやすい環境です。ただ、自分の住むまちに文化施設があることの意味は、まちの文化芸術振興の拠点となる点にあります。身近に施設があることで、気軽に文化芸術を鑑賞することができ、また都内の施設でより本格的な鑑賞体験をしようという入り口にもなります。

また、文化芸術に関する活動をする市民が集い、練習し、発表する場となることで、まちの文化が形成されます。

さらに、多目的ホールであれば様々な市民が集う場となり、実際にコミュニティを形成する場であるとともに、市民にとってのシンボルとして愛着や誇りを醸成するという役割も担うこととなります。

(2) 西東京市における文化施設への期待

「第2期文化芸術振興計画」の策定にあたって実施した「西東京市文化芸術に関するアンケート調査」(以下「文化芸術に関する調査」という。)では、保谷こもれびホール・西東京市民会館・コールド田無について事業内容の充実が最も求められていることが分かりました。

また、同調査では、西東京市の文化的環境として充実してほしい点として、文化施設の利用のしやすさと質の高い芸術や芸能の鑑賞機会が多く求められています。

このように文化施設での事業の質の向上や活性化、さらには使い勝手の向上が求められていることを踏まえると、鑑賞者としても、活動者としても文化施設に対する期待は高いことが伺えます。

一方、西東京市における文化芸術の活性化によって地域にもたらされる効果として、地域コミュニティの活性化を期待する人が多いことが分かりました。

アンケート結果から、市民ニーズとしては文化施設そのものの充実が求められていると言えるとともに、その充実が単に個々の鑑賞・活動ニーズを満たすだけでなく、地域コミュニティへとつながっていくことが期待されているとも言えます。

(3) 西東京市における文化施設の役割

西東京市の文化施設には、いずれも多目的に活用できるホールがありますが、収容人数の点では中規模からそれ以下の規模のホールです。その前提に立ったときの役割として、第1には市民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、第2には活動する市民や団体を支援・育成することで、それらの役割を通じて、第3として文化芸術がつなぐ地域のコミュニティを形成していく場となることと考えます。

西東京市における各文化施設の役割は以下のとおりです。

ア. 保谷こもれびホール

保谷こもれびホールは、市民の芸術文化活動の振興を図り、地域文化の創造と発展に寄与するため設置した施設です。また、指定管理者制度を導入した運営を行い事業者が企画する音楽や演劇等の公演と、市民活動による利用の双方で幅広く利用されている施設です。

イ. 西東京市民会館

西東京市民会館は、市民及び地域社会の福祉の増進と文化の向上に寄与するため設置した施設です。市民生活を豊かにし、誰もが利用できる憩いの場をコンセプトに市民活動の多目的な利用に対応できる施設です。

ただし、施設及び設備の老朽化が著しく、安定的な事業実施にあたり、安全性及び継続性の確保に課題があるため、平成31年3月31日をもって閉館します。

ウ. コール田無

コール田無は、魅力あるまちづくりを推進するため、市民及び近隣市の人々と広域的な交流とふれあいの場を提供するため設置した施設です。幅広い世代の市民が集まり交流が図れるよう、様々な用途の施設を設けている施設です。

エ. アスタ市民ホール

アスタ市民ホールは、日本中央競馬会(JRA)より借用している施設で、最寄り駅からも近く、利便性が良い施設で、市民の文化芸術の振興を推進する施設として、文化芸術活動を行っている市民団体が多目的に利用している施設です。

第2章 2 文化施設の現状

(1)施設の現状

「公共施設等マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)および「公共施設等マネジメント基本計画」(以下「基本計画」という。)における文化施設である、保谷こもれびホール・西東京市民会館(平成30年度末閉館予定)・コール田無・アスタ市民ホールの概要は以下のとおりです。

表2-1-1 文化施設の概要(西東京市ホームページより)

施設名	施設内容	座席数・面積等
保谷こもれびホール	メインホール	662席(固定)、うち車いす席4席
	小ホール	250席(可動)
	リハーサル室	217㎡
	音楽練習室	100㎡
	会議室	43㎡
西東京市民会館	公会堂	502席
	プレイルーム	112.4㎡
	第1～第5会議室	37.1㎡(3室)／33.0㎡／64.0㎡
	大会議室	182.3㎡
	体育室	190㎡
	和室(2室)	12畳／40畳
	多目的室(3室)	75.4㎡／75.2㎡／62.2㎡
	展示室	48㎡
	学習室	62.2㎡
コール田無	コミュニティルーム	94㎡
	イベントルーム(2室)	95㎡、74㎡
	会議室(2室)	59㎡、44㎡
	多目的ホール	182席(可動)、うち車いす対応17席
	音楽練習室	26㎡
	ピッコロ広場(乳幼児交流施設)	159㎡
アスタ市民ホール	第1ホール	272㎡
	第2ホール	204㎡
	映像ホール	350㎡

平成30年度に実施した簡易劣化診断の結果は100点満点中、保谷こもれびホールが38点、コール田無が78点、アスタ市民ホールが82点でしたが、平成31年にはいずれも建築後20年以上が経過することになるため、施設・設備の劣化状況や利用者ニーズの動向を踏まえ、計画的な施設改修・設備更新を行っていくことが求められます。

また、西東京市民会館については耐震性に課題があり、施設及び設備の老朽化が著しいことから、平成31年3月をもって閉館します。

表2—1—2 各施設の建築年と劣化状況

名称	延床面積	構造種類	建築年	経過年数	劣化状況 (平成30年度調査)
保谷こもれびホール	6,434㎡	SRC	1997年	21年	38点
西東京市民会館	4,781㎡	RC	1969年	49年	14点
コール田無	2,003㎡	RC	1999年	19年	78点
アスタ市民ホール	826㎡	RC	1995年	23年	82点

(2)運営・利用・事業の現状(平成29年度時点)

ア. 保谷こもれびホール

市民のためのホールとして構想・計画されたこと、そしてメインホールの規模の点でも、市民の文化芸術活動の拠点としての利用が多い傾向にあります。また、事業として市民団体との共催事業が実施されています。

過去3年間の利用状況をみると、利用件数は2,500件前後でほぼ一定の水準で推移しています。利用可能区分数に対する利用率は、メインホールが75.9%、小ホールが65.0%といずれも60%以上の高い水準で推移しています。

保谷こもれびホールは、施設規模の面で、市民の文化芸術活動の利用が多い傾向にあり、実際にメインホール・小ホールの利用が高い水準を維持していることから、市民にとっての文化芸術の拠点としての役割を果たしていると言えます。

西東京市民会館の閉館後には、公会堂を主に利用していた団体等が保谷こもれびホールを利用することも考えられるため、より多くの利用を見込める可能性があります。

イ. 西東京市民会館

利用件数は文化施設のうち最も多く、毎年度4,600件以上を推移しています。利用可能区分数に対する利用率は、公会堂が62.4%であるほか、プレイルームが64.6%で高くなっています。

公会堂の席数や利用料金の点で、市民の発表会や練習での利用が多く見られます。

ウ. コール田無

コール田無は、市民と近隣市の方との文化・交流の場として様々な催し物に利用されています。

利用件数は毎年度2,000件強で推移しています。利用可能区分数に対する利用率は、多目的ホールが55.0%であるほか、音楽練習室が81.6%と高くなっています。

コール田無については、音楽練習室の利用が特に多いことから、音楽団体にとって日常的に利用されている施設だと考えられます。

エ. アスタ市民ホール

アスタ市民ホールは、日本中央競馬会(JRA)が利用しない日に、市民が多目的に利用できる施設として提供されています。

アスタ市民ホールの利用件数は毎年度1,000件以上、利用可能区分数に対する利用率は70%前後で推移しています。

表2-2-1 施設の利用件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保谷こもれびホール	2,459 件	2,467 件	2,655 件
西東京市民会館	4,838 件	4,688 件	4,634 件
コール田無	2,318 件	2,278 件	2,160 件
アスタ市民ホール	1,311 件	1,259 件	1,107 件

表2-2-2 施設の利用率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保谷こもれびホール	44.8%	43.7%	46.0%
西東京市民会館	50.7%	47.6%	48.4%
コール田無	56.4%	56.5%	54.7%
アスタ市民ホール	76.4%	73.2%	67.6%

(3)市民アンケートから見られる施設利用の状況

「文化芸術に関する調査」で、これまで利用したことのある市内の施設を尋ねたところ、保谷こもれびホールを使ったことのある人が 55.1%で最も多くなっていました。そのほか、西東京市民会館は 28.8%、コール田無は 24.5%、アスタ市民ホールは 16.3%でした。

4つの文化施設のうち、保谷こもれびホールが特に利用されており、さらに文化芸術活動にあまり関心がない人も4割利用していることが分かりました。

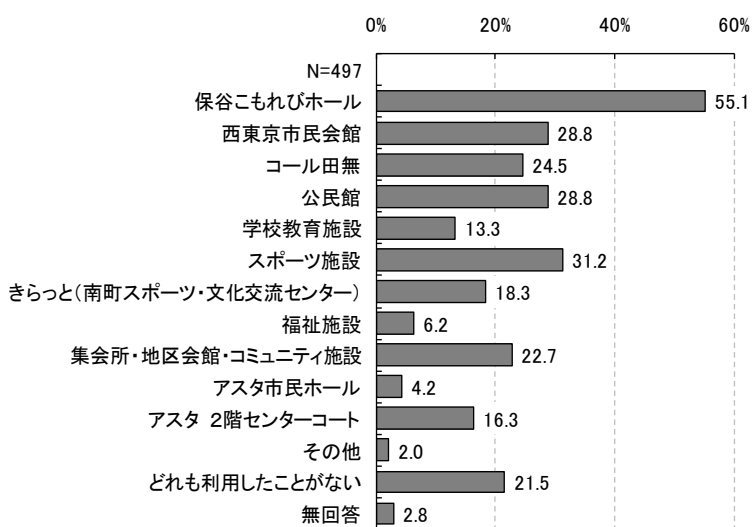


図2-3-1 これまで利用したことのある市内の施設
 (「西東京市文化芸術に関するアンケート調査」より)

第2章 3 文化施設の課題

(1)計画的な改修による老朽化対策およびバリアフリーの推進

中長期的には、施設の老朽化を見据えた保全計画に基づき必要な改修を行うことで、施設の安全性を確保し、利便性を維持していく必要があります。

それとともに改修にあたっては、市が進める共生社会の実現を踏まえて施設のバリアフリーを徹底し、年齢や障害の有無にかかわらず文化芸術にアクセスできる環境づくりを進める必要があります。

(2)市民会館閉館に伴う必要な活動場所の確保

西東京市民会館は、文化施設としての位置付けがあり、施設利用者が継続して文化活動が行えるよう、閉館後も一定規模の活動場所の確保を当該地で検討する必要があります。

また、周辺公共施設等についても、代替施設として利用できるよう、既存施設の有効活用の視点で検討する必要があります。

公会堂については、発表の場としての利用もさることながら、練習の場としての利用を求められており、利用状況から多目的室や他の公共施設への代替が可能であると思われます。

(3)利用しやすい環境の整備

利用しやすい環境の整備として、設備・備品などのハード面のみならず、ソフト面でのバリアフリー化によるアクセシビリティの向上や、使い勝手のよい予約システムなどのサービスの充実を図ることも必要です。

実演芸術や文化施設の活性化のため、社会情勢の変化を契機として、若者や子どもたちなど、多様な潜在需要を取り込んでいくことが必要であり、初心者やこれまで施設を利用してこなかった層が参加できるような公演プログラムの制作や実演芸術に親しむ機会を増やすような仕組みづくりを進めていく必要があります。

西東京市民会館閉館に伴う対応については、西東京市民会館が練習の場として利用されていたことを踏まえると、代替となる施設に関する情報を発信していくことが求められます。

さらに、西東京市の拠点となる保谷こもれびホールにおける鑑賞機会だけではなくより広く市民が文化芸術に触れる機会を提供するためには、アウトリーチ事業など施設外での鑑賞機会の提供方法について工夫が求められます。

(4)管理・運営コストの見直しに向けた検討

文化施設の安定的な管理・運営のためには、管理・運営コストを低減させることが必要です。

そのため、保全・改修時には設備・機械の省エネ化を進め、光熱費や通信費などを低減していく必要があります。

(5)20万人都市にふさわしい文化施設の検討

合併後も人口が増え続けるなか、平成 30 年 12 月1日現在の人口は 202,442 人に達しています。この自治体規模に対して、保谷こもれびホールは多くの人々が一堂に会する場としては十分ではありません。また、市民が一体感を感じることができるような求心性のあるイベントを実施する施設としてもキャパシティが十分でないと言えます。

そのような現状を踏まえ、将来的な大規模改修や改築も見据えて、市民のニーズと今後の財政状況を考慮した上で、どのような文化施設を構想するべきかを検討する必要があります。

文化施設の現状を踏まえれば、保谷こもれびホールよりも規模の大きなホールが想定されます。ただし、その際には将来的な財政状況や収益性の確保などの観点から適正規模のホールを検討する必要があります。

一方、保谷こもれびホールが市民の文化活動の拠点となっていることを踏まえれば、練習やリハーサルに使うことのできる施設を充実させることの構想も考えられます。

また、市内には美術・工芸などを展示する機能を持った施設として、コール田無や南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」などがありますが、専門的な展示スペースがないことから、ホール機能だけでなく、展示機能を持った施設についても検討する必要があります。

(6)近隣自治体の文化施設との広域連携の検討

西東京市における財政の将来展望を分析するとともに、利用者のニーズや実際の利用状況も踏まえ、近隣自治体の文化施設を活用するなど、費用対効果の面から広域連携の可能性を検証・検討する必要があります。

(7)地域における身近な文化芸術活動拠点の検討

市民交流施設のうち「地域型交流施設」については、一定の施設規模・機能を備えており、市民主体の文化芸術活動を通じて人と人とのつながりが生まれ、地域の活性化に寄与する施設です。そのため、その利用実態から文化芸術活動に資する施設として検討する必要があります。

(8)保谷こもれびホールの収益性の維持

保谷こもれびホールの指定管理者の委託条件においては、施設の運営・管理で得られた利益の2分の1を西東京市に還元し、文化芸術振興基金に充当することが定められています。

「第2期文化芸術振興計画」では、同基金を市民による文化芸術活動の活性化のために活用していく仕組みづくりに取り組めます。その仕組みを持続可能なものにするためには、保谷こもれびホールの収益性の維持が必要となります。

文化施設を持続的に運営していくためには、施設単体での収益性を高め、財政負担を減らしていくことも検討する必要があります。

第2章 4 文化施設の今後の方向性

(1)短期的な取組

ア. 施設の保全計画の策定

施設の安全性の確保と利便性の維持のためには、中長期的な視野に立って必要な保全内容を検証し、計画的かつ戦略的に進めていく必要があります。

そのため、施設の劣化状況を検証し、施設の安全性および利便性の観点から想定される必要な改修工事を予算規模とともに網羅的に把握します。その上で、緊急性の観点から優先順位をつけ、中期的な保全計画を立案します。

計画立案にあたっては、管理・運営にかかるコスト低減のための省エネ化などにも配慮します。

また、ハード面の保全にくわえて、移動経路やサインシステムなど、計画的保全と並行して施設のアクセシビリティの向上にもつながるように配慮します。

イ. 市民会館閉館後の必要な活動場所の確保について

施設利用者が継続した文化活動を行うためには、西東京市民会館の当該地で一定規模の活動場所の確保を行う必要があることから、市民サービスの維持・向上並びに財政の効率化の観点で、官民連携による施設整備を検討します。

活動場所については、合築複合化基本プラン策定懇談会からの提言を踏まえつつ、市民会館の利用者懇談会等の意見や利用実績を勘案し、利用率や利用目的から必要な規模を検討するとともに、周辺公共施設等の代替も考慮したうえで約 800 m²が必要です。

官民連携による施設整備の検討にあたっては、西東京市官民連携ガイドラインに沿って進めます。

ウ. 設備の更新等による既存施設の更なる活用

施設の利便性や利用者満足度を維持・向上するため、耐用年数を見据えて設備や備品を更新する必要があります。

現在の施設利用者はもとより、市内で活動する団体(潜在的な利用者)、さらには興業主などのニーズを把握し、費用対効果を見極め、適切な設備更新について検討します。

また、利用者数を増やすためには、施設予約システムの更新等によって、より円滑かつ簡便に施設利用ができるようになることが必要です。

エ. 市民の文化芸術へのアクセシビリティの向上(ソフト面)

西東京市における共生社会の実現という政策を踏まえ、年齢や障害等にかかわらず、多くの市民が文化芸術を楽しむことができるよう、文化施設のアクセシビリティを高めていく必要があります。

そのため、短期的には、スタッフの接遇や意識などのサービス面でのユニバーサル化を図っていきます。

オ. 地域における身近な文化芸術活動拠点

市民交流施設のうち「地域型交流施設」については、一定の施設規模・機能を備えており、市民主体の文化芸術活動を通じて人と人とのつながりが生まれ、地域の活性化に寄与する施設です。そのため、その利用実態から地域における身近な文化芸術活動の場として活用していきます。

(2)中長期的な取組

ア. 施設の計画的な保全の実施

保全計画に基づき、既存の施設を継続的に利用する上で必要な改修を計画的に進めていきます。

そのなかで、ハード面の対応が図られることとなります。移動経路やサインシステム、客席やトイレ等の設備についてもユニバーサル化を目指して検討します。

なお、アスタ市民ホールは他の2つの施設とは異なり、民間施設の一部であることから、改修の必要性や財政負担のあり方について、設置主体である日本中央競馬会と十分に協議する必要があります。

イ. 経営の安定化及びマネジメントの強化

西東京市に必要な施設の実現を見据え、既存施設の管理・運営の安定化をより一層進めていきます。

安定化の方策のひとつには、前述の収益性の向上が挙げられますが、既存の文化施設で適応できるのは保谷こもれびホールに限定されると考えられます。そこで、コール田無も含めた一体的な指定管理による総合的なマネジメントについても可能性を検討し、民間活力のより効果的な活用方策について検討します。

ウ. 文化芸術活動の受け皿の充実(地域との連携強化)

保谷こもれびホールは現状、市内では最も大きなホールを有し、近年は市内の文化団体との連携を深めていることから、西東京市における文化芸術の拠点施設となっています。

「第2期文化芸術振興計画」では、市民や団体が文化芸術振興の担い手の中心的存在として位置づけていることから、保谷こもれびホールの拠点性が維持・深化されることが望まれます。

今後も保谷こもれびホールが市民の活動拠点となり、拠点性を深化させていくためにも、市民や市民団体等、地域連携の強化を図る必要があります。

市内各所で市民の自主的な文化芸術活動が行われるよう、市民の身近な活動場所であ

る公民館・市民交流施設等のほか、公共・民間を問わず他の施設の活用について関係機関等との調整に努めます。

それに加えて、「第2期文化芸術振興計画」の施策に基づき、市内の民間施設等の活用や近隣自治体の施設の提携などを図り、利用者の活動が休止したり、活動頻度が低下したりすることのないように対応を図っていきます。

鑑賞機会の充実を図るためにも、学校や医療機関等へのアウトリーチ事業とともに、空き家や空き商店、マンションや団地のオープンスペースなどの既存ストックの活用も検討し、関係団体等と連携を図りながら、市民にとって身近な場所での鑑賞機会の提供を検討します。

エ. 西東京市において必要な文化施設の検討

保谷こもれびホールの耐用年数を見据えながら、20万人都市にふさわしいホール機能や広域的連携などを検討するとともに、施設の大規模改修・改築等を想定し、西東京市において必要な文化施設を検討する必要があります。検討にあたっては、市民に必要とされる施設種別や機能に加えて、収益性と公益性のバランスに配慮し、施設の設定および運営における財政負担について構想する必要があります。

特に、将来の西東京市の財政状況を考慮し、自立的かつ持続的な運営・管理が可能なホールの適正規模を検証していく必要があります。また、PPP/PFIなどの民間活力を導入した設置方法について調査・研究していきます。

オ. 受益者負担の適正化の検討

施設を維持管理及び運営していくためには、一定の経費が必要です。施設の維持管理、継続的な事業の実施など、持続的にサービスを提供するための体制を維持・整備するため、地域型交流施設における受益者負担適正化の検討を行います。ただし、検討にあたっては、施設の利用目的や対象施設の利用実態等の検証を踏まえ、丁寧に進める必要があります。

カ. 保谷こもれびホールにおける収益確保の方策の検討

市民による文化芸術活動を支援していくために文化芸術振興基金を活用していくためには、基金の財源となる保谷こもれびホールの収益を安定的に確保していく必要があります。ただし、その際には、市民の活動拠点という役割を損なわないことが条件となります。そこで、現状の施設・設備を前提としながら、保谷こもれびホールが安定的に利用され、収益を確保していくための方策を検討します。

市民交流施設・文化施設のあり方

平成31年3月

西東京市 生活文化スポーツ部 文化振興課
〒202-8555
東京都 西東京市 中町 一丁目5番1号
Tel : 042-438-4040 Fax : 042-438-2021